

平成29年1月1日以降に購入した 市販の対象医薬品が 医療費控除の特例対象になります



従来の医療費控除は医療機関で支払った医療費など、主に治療のために支払った費用を控除にできる制度です。

新たに医療費控除の特例として、対象となる市販医薬品の購入額が12,000円を超えた場合、超えた分を医療費控除として受けることができるようになります。

従来と特例の両方を受けることはできませんので、どちらか有利な方を選択します。

平成29年1月1日以降に購入した医薬品のレシートは大切に保管しておきましょう。

「医療費控除の特例」を申告できる方

以下の3つ全てに該当している方が対象です。

- 所得税または市・県民税（※）が非課税ではない方
※市・県民税年税額5,500円の方は対象外です。
- 健康の維持増進および疾病の予防への取組として申告予定者が一定の取組（詳細は裏面）を行っている方
- 1年間（1～12月）で対象OTC医薬品を12,000円を超えて購入した方。



対象になる医薬品

医療用医薬品から転用された成分を含むOTC医薬品（要指導医薬品および一般用医薬品）が対象です。

厚生労働省ホームページに対象となるOTC医薬品の品目名が掲載されており、医薬品の外箱に右のマークが表示されています。

また、レシートや領収書にも対象であることが明示されますので、購入の際に確認して、対象であれば大切にレシートを保管してください。



このマークが目印

控除額の計算



対象医薬品の年間購入額から12,000円を差し引いた金額（上限金額8万8,000円）が控除対象額です。

従来の医療費控除と併用はできませんので、従来と特例のどちらかを選択して申告します。

【特例を利用する場合】

控除額＝対象医薬品の購入額－12,000円

【従来の医療費控除を利用する場合】

控除額＝（支払った医療費－保険等で補てんされる金額）－（10万または合計所得の5%の小さい方）

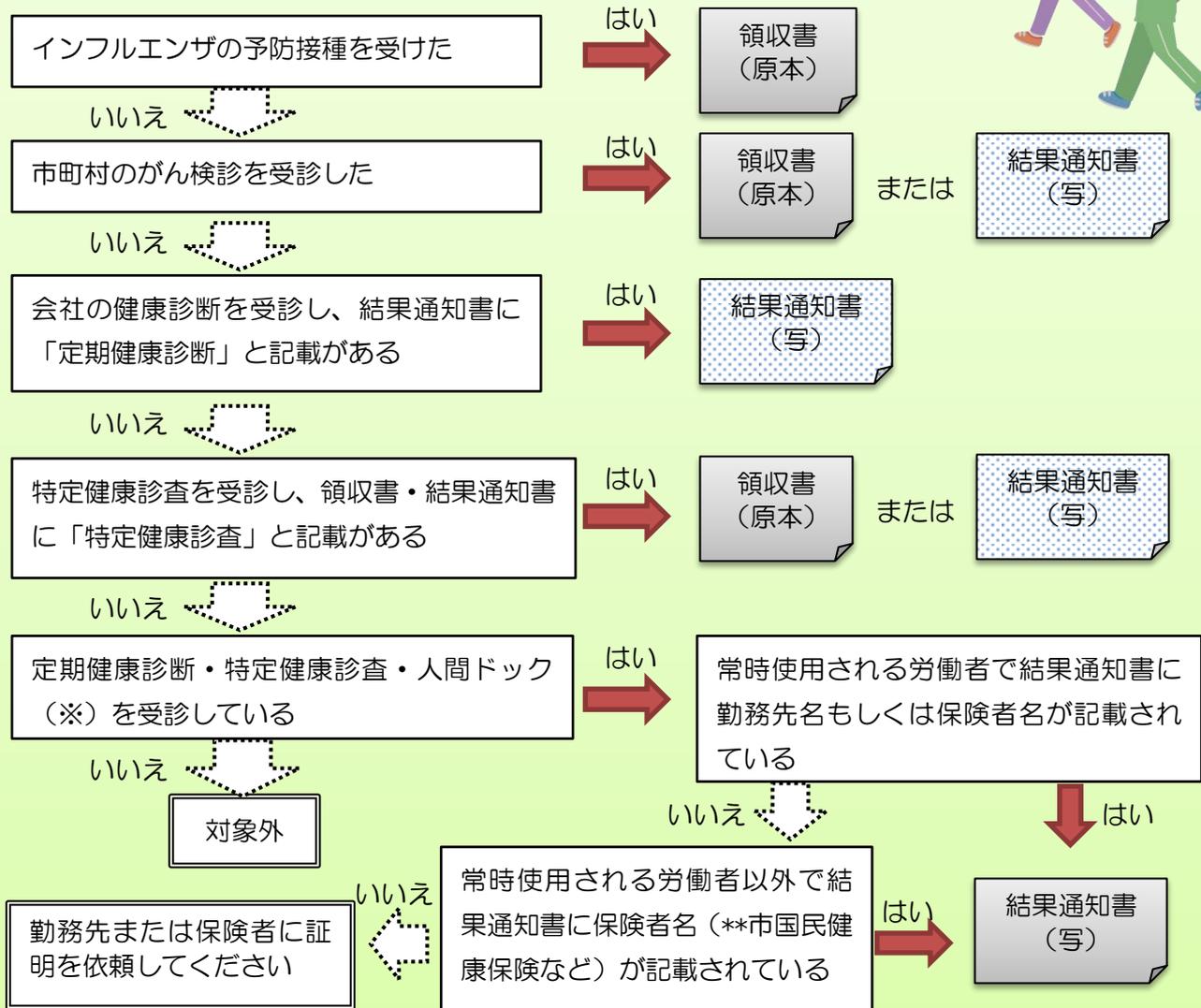
「一定の取り組み」とは

特例を利用するためには、申告者が健康の保持増進及び疾病の予防への取組（一定の取組）を行い、確定申告書の提出の際に、当該取組を行ったことを明らかにする書類を添付又は提示する必要があります。

必要な書類は下のフローチャートで判断してください。



▼スタート▼



※他に保険者が実施する骨粗鬆症検診やがん検診等の健康診査や、高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種も該当します。また、特定保健指導終了した場合も該当します。



Q. 健康診断等は同一世帯の全員が受けなければいけませんか？

A. 確定申告をされる方だけで構いません。

Q. 結果通知表の内容は必要ですか？

A. 不要です。黒塗り又は切り取りをして添付してください。

Q. 医薬品の領収書等がない場合は？

A. 販売店に再発行等をお願いしてください

い。なお、通信販売の場合、自宅プリンタで印刷したものは認められませんので販売会社にお問い合わせください。

Q. クレジットカードで支払った場合、いつが購入日になりますか？

A. カードを使って購入した日です。なお、クレジットの場合は明細も添付してください。